

大阪市障がい者施策推進協議会部会
第1回大阪市地域自立支援協議会 議事要旨

日時：平成27年10月2日（金）
午前9時30分から午前11時30分
場所：大阪市役所 屋上階 P1会議室

<事務局より一連の資料を説明>

【議題1. 各区地域自立支援協議会の開催状況について（報告）】

- ・区によって特徴があるのは良いとも思うが、開催回数が少なかったり、保健福祉センターの業務内容を一緒にやっているような区もある。大阪市として、協議会の進め方や開催回数、部会の在り方等について積極的な提案をし、活発に動けるようにイニシアティブをもってやっていただきたい。

⇒各区の取り組み状況については、連絡会を設けて情報交換や意見交換を行い活性化に努めている。活性化していない区については、その要因や担当者の認識、今後の取り組みの方向性等を確認し、各区の積極的な協議会運営に努めていきたい。

⇒自立支援協議会はそれぞれの区長が、区長マネジメントのもとで、各区の実情に応じた自由性に基づいて行うというところもあるため、その部分は局として尊重していきつつ、バックアップや情報提供について検討していきたい。

【議題2. 障がい者基幹相談支援センターの業務状況について（報告）】

- ・基幹相談支援センターでは個別ケースは基本的に受けないと言っていたが、相談件数が増えている。現状を把握して、触法ケースや困難ケースを受けることを考えるべきではないか。

⇒相談件数の伸びについて、ピアカウンセリングに伴う問い合わせの増加に伴うものだと考えている。基幹相談支援センターとしては、今後もスーパーバイザー制度や個別事例研究を通して、区センターの後方支援として対応していきたいと考えている。

- ・基幹相談支援センターの現状について、大阪市としてどう評価しているのか。他の自治体の基幹相談支援センターと比較して検討いただきたい。

⇒大阪市の場合は、各区相談支援センターや相談支援事業所の後方支援という位置づけで、今年からはスーパーバイザー制度も開始し、さまざまなかたちでの取り組みを進めているところである。他都市との比較について、比較する観点の検討も含め、今後他都市の状況を調査して、より良いかたちでの取り組みを進めていきたい。

【議題3. 指定相談支援事業の実施状況について（報告）】

- ・計画相談支援実績が、全国ワースト2位となっていることの原因について、大阪市としてどう考えているのか。

⇒事業所数が増えないとなかなか実績は伸びていかない。また、自治体によっては、地

域の事業所ごとに件数を割り当てているところもあると思われるが、大阪市では、そのような割り当てを行っていないことが要因の一つとも考えている。

【議題4. 障がい児・者をめぐる課題について】

- ・ 触法障がい者の地域移行について、基幹相談支援センターと地域定着支援センターがまず本人の障がい特性と犯罪の関係を含めた情報整理を行い、その上で、どこの事業所がふさわしいのかをしっかりと考えていただきたい。
⇒現在の仕組みがうまく機能しているのか、より良い仕組みづくりに変更していく必要があるのではない等については研究する余地があると思っている。現在実施しているアンケート調査を参考に、従前のルートも生かしながら、基幹障がい者相談支援センターの役割を含め、より効率的、効果的な整理の仕方を考えていきたい。
- ・ グループホームのモニタリングについて、毎月は認められていないようだが、必要に応じて認めるような基準をつくってもらいたい。
⇒基準ということで一定の考え方は示しているが、それにより難しい場合には協議も可能であるので、個別にご協議いただきたい。
- ・ 重症心身障がい児者の医療・福祉・教育を結びつける相談支援の仕組みをどう構築していくのか検討すべきである。
- ・ 子どもは親がみるのは当然というかたちで居宅介護サービスが利用できなかったり、移動支援が使えなかったりして、母親にかなりの負担となっていることもある。病院と在宅の場合にかかる費用の比較等の観点も含めて、制度を考えてほしい。
⇒重症心身障がい児者の在宅生活を支える仕組みづくりは重要な事項であると認識している。国に対し、サービスの充実、報酬単価のアップ等を引き続き要望をしている。移動支援については、個別の案件について、その方の状況等を確認した上で、対応可能かどうか検討する。
- ・ 災害時の2次的な避難については、相談支援と区、市が連携しながらやっていくのが良いと考えている。その際の窓口等、具体的な防災計画を作成していただきたい。
⇒障がいのある方だけではなく、高齢者や病気のある方を含め、切れ目のない防災について、危機管理室と連携して施策推進していく。
- ・ 医療的ケアが必要な重度身体障がい者、行動障がいを伴うような知的・精神障がい者等、重度になればなるほど、地域の中での社会資源や受け皿が足りなさすぎる。社会資源をどう増やしていくのかは大きな課題である。それを解決するための議論の場をどう進めていくのかを示していただかないといけない。

【議題5. 障がい者虐待の対応状況について（報告）】

- ・ 監査対象となっている事業所の状況について、処分が出る前に大枠の見込みだけでも情報提供してほしい。
⇒行政処分については、法律に基づいて聴聞や意義申し立てなどの手続きを行うものであるため、結論が出る前に情報提供することは困難である。実際に処分を行う段階になれば、公表から取消までに猶予を設けたり、次の事業所について大阪市から受け入れを要請したりして、利用者の利益を害さないように配慮を行っていく。

【議題6．大阪市障がい者支援計画・第4期障がい福祉計画】の策定について（報告）

【議題7．大阪市障がい者支援計画及び第3期大阪市障がい福祉計画の進捗状況について（報告）】

資料のみ

【議題8．障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に係る本市における対応について】

- ・大阪府は、合議体、広域専門員の配置や権限等の体制整備について示しただけの条例を考えているようである。これは、他府県の条例に比べてかなり後退した内容になるのではないかと考えている。そういった動きに対して大阪市から、差別の規定や合理的配慮の義務規定を示すように求めている。⇒国や府の同行を十分注視しながら、委員の方とも相談しながら検討していく。
- ・相談支援や行政職員の研修や対応マニュアルの作成について、府と相談しながら、府と市の役割分担を明確にしていきたい。⇒大阪市では職員対応要領の策定を進めており、各所属から収集した事例の中から、望ましい合理的配慮の好事例を掲載し、職員がより具体的なイメージを持って適切な対応をとれるような内容を検討している。また、職員の資質向上のため、eラーニング等の研修や、差別解消法の理解を深めるような研修や仕組みづくりも考えていく。
- ・府の議論では、市町村の障がい福祉課や相談支援事業者で、第一義的に相談に乗って解決するようにされているが、相談支援事業者任せにせず、市、区、基幹センターそれぞれに差別解消の福祉担当職員を置いて対応できるようにしてもらいたい。
- ・事案解決には、合理的配慮の好事例を出していくことが重要になってくると考えるので、その事例を収集し解決していくための仕組みとして、地域協議会を作りたい。⇒地域協議会の設置運営暫定指針では、相談窓口は、相談の一次的な受け皿となり、対応できない事象については、適切な機関につなぐことが重要とされている。大阪市においても、それを踏まえ、地域協議会を設置する方向で検討している。どの窓口で相談されても、適切な窓口につなぐことができるように、各機関のネットワーク化を図っていく。
- ・職員対応要領や地域協議会の内容については、どこで検討していくのか。⇒市の内部、関係機関でワーキングチームを作っている。そこでたたき台を作った上で、協議会の委員の方々のご意見もお聞きしながら、取りまとめを進めていきたい。具体的な方法については今後検討する。